

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 入院給付金

Q : 夫が長期の入院治療のかいもなく、先月亡くなりました。

ところで、夫が被保険者となっていた生命保険契約の入院特約により生前及び死亡後に入院給付金が支払われましたが、この入院給付金に税金はかかるのでしょうか。

A : 生前に受け取った入院給付金に所得税はかかりませんが、死亡後に受け取った場合には相続税がかかります。

【解説】

入院特約に基づく給付金は、身体の傷害に基因して支払いを受ける生命保険契約に基づく給付金ですので、所得税は非課税となります。また、入院給付金の支払いを受ける者と入院していた者が異なる場合でも、その支払いを受ける者が入院していた者の配偶者もしくは直系血族又は生計を一にするその他の親族であるときは、その給付金は非課税となります。なお、医療費控除の適用を受ける場合には、受け取った入院給付金は、支払った医療費の額から控除することになります。

一方、死亡後に受け取った入院給付金は、被相続人本来の相続財産として相続税の課税対象になります。入院給付金は、被保険者の傷害（死亡の直接の基因となった傷害を除きます）、疾病その他これらに類するもので死亡を伴わないものを保険事故として支払われる給付金ですので、死亡後に支払われたものであっても、みなし相続財産の生命保険金には該当しません。したがって、死亡保険金のような非課税部分はありません。

